

第1号様式（第11条、第13条、第14条関係）

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒624-0906 京都府舞鶴市倉谷1350番地					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	キリンビバレッジ株式会社 舞鶴工場 工場長 大津 圭二					
事業者の主たる業種	清涼飲料製造業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年4月～平成23年3月					
基本方針	当工場の活動、製品又はサービスの環境に与える影響を的確に捉えて、技術的、経済的に可能な範囲で環境目的及び目標を定め取り組む。また環境マネジメントシステムを確立し、維持することで継続的な改善を図る。原単位ベースで前年比-1%を継続する。（本計画期間では粕乾燥機がフル稼働することで、灯油使用量が148kl増える見込みである。そのため基準年度に灯油148klを上乗せし、前年比-1%を継続することで目標年度の増減率を+1.1%に抑える。）					
推進体制	環境整備室を中心に計画策定、実施状況を監視し、継続的な対策を行う。					
	環境マネジメントシステム名称	キリンビバレッジ舞鶴工場環境マネジメントシステム規定				
	適用範囲	清涼飲料水及び乳飲料の製造及び出荷にかかる活動				
	取得年月日	1999年9月22日				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	平成20年	溶解湯予熱改善	レトルト回収水の熱量を溶解湯タンク補給水の予熱に有効利用			
	平成20年	抽出液冷却熱効率利用	抽出液冷却工程にて回収できる熱量を更に効率よく回収し、溶解湯で使われる蒸気、及び冷水で使われる電力を削減			
	平成20年	フィラー室空調	フィラー陽圧管理改善による、蒸気、電力の削減			
温室効果ガスの排出量等	排出区分		基準年度（実績） (19)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度（計画） (22)年度 (二酸化炭素換算)	増減率（計画）	
	A 事業所等排出区分		8,805 t	8,902 t	1.1 %	
	B 輸送車両排出区分		t	t	%	
	C その他排出区分		t	t	%	
	排出合計	*1	8,805 t	*2	8,902 t	1.1 %
	目標設定の考え方	本計画期間では粕乾燥機がフル稼働することで、灯油使用量が148kl増える見込みである。そのため基準年度に灯油148klを上乗せし、前年比-1%を継続することで目標年度の増減率を+1.1%に抑える。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	舞鶴工場	<u>二酸化炭素換算</u> 生産数量（kL）	0.1007	0.1018	1.1 %	
		<u>二酸化炭素換算</u>			%	
		<u>二酸化炭素換算</u>			%	
	原単位の指標及び計画数値設定の考え方	本計画期間では粕乾燥機がフル稼働することで、灯油使用量が148kl増える見込みである。そのため基準年度に灯油148klを上乗せし、前年比-1%を継続することで目標年度の増減率を+1.1%に抑える。				
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分		目標年度（計画）		/	
			取組量等	(二酸化炭素換算)		
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)		t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(光電量)	kwh	(削減量)		t
	グリーン電力の購入	(熱供給量)	GJ	(削減量)		t
	削減量等合計	(購入量)	kwh	(削減量)		t
差引排出量 (排出合計-削減等合計)		基準年度（実績） *1 8,805 t	目標年度（計画） *(2)-(3) 8,902 t	増減率（計画） 1.1 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動						
特記事項						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、二工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。

5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定プロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。